

総代を登録するには

総代とは寺院の檀信徒で、衆望の帰する方々の中から住職が委嘱し、宗務庁の寺院総代名簿に登録された方で、住職をたすけて寺門の興隆につとめます。

注意事項

(1) 住職になって初めて総代を登録する場合＊

- ・住職就任後、速やかに定数全員の総代を登録する必要があります。

ただし、住職が代わっても役員・法類・寺族登録とは異なり、総代は住職就任と同時に退任となりません。退任の場合は退任処理が必要です。

- ・前回登録した方の就退任を明確に記入し、前回登録した印鑑を使用し、全ての総代を登録してください。
- ・申請者覧には、変更される寺院名および住職登録印を押印してください。
- ・前回登録した印鑑が無くなった場合は、改印申請が必要です。

＊住職認証後、宗務庁へ『住職及び代表役員印鑑登録届』『代表役員登記変更届』を必ず提出ください。（注：住職個人・代表役員の印鑑証明書も必要です）これらの届出が未提出の場合、住職認証後の四種登録手続きはできません。

(2) 登録済みの総代の就退任があった場合（2回目以降の申請手続き）

- ・申請者覧には、変更される寺院名および住職登録印を押印してください。
- ・前回登録した総代および印鑑が登録されていますので、就退任理由および就退任年月日（死亡退任の場合は死亡日）を明確に記入し、前回登録した印鑑を押印ください。
- ・前回登録した印鑑が無くなった場合は、改印申請が必要です

定数 各寺院の寺院規則に定められています。

任期 //

＊住職が死亡、失職等により欠けている場合は、法類総代が申請者となります。

添付書類

特別な理由がない限り不要です。

冥加料

不要

様式番号	7	申請書名	寺院総代登録申請書
------	---	------	-----------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105